

○白井市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第1号

〔注〕平成26年3月から改正経過を注記した。

改正 平成13年3月30日水道事業管理規程第2号
平成15年3月26日水道事業管理規程第4号
平成16年9月27日水道事業管理規程第1号
平成26年3月10日水道事業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、白井市水道事業給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）第37条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の承認申請)

第2条 条例第4条の承認を受けようとする者は、給水装置工事承認申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる事項を記載して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 給水装置工事を行う場所
- (3) 給水装置の種類
- (4) 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託する者にあつては、当該指定給水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名

2 市長は、前項の承認申請に当たり、他人の土地若しくは構築物に給水装置を設置しようとする者又は他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者から、当該土地若しくは構築物の所有者又は当該給水装置の所有者の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

3 条例第6条第2項の規定により設計審査を受けようとする者は、第1項の申請書と併せて、給水装置工事設計・精算書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の中止)

第3条 条例第4条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(給水装置の構成及び付属用具)

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓ボックス、メーターボックスその他の付属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 条例第7条第1項の規定により市長が定める構造及び材質のうち、配水管への取付口から水道メーターまでの間に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管又は耐衝撃性硬質塩化ビニール管

(2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管

(給水管径の決定)

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第7条 条例第6条第2項の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに工事検査申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(給水契約の申込み)

第8条 条例第12条の規定による申込みをしようとする者は、給

水契約申込書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（メーターの設置）

第9条 条例第15条第1項に規定するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

（設置の要件）

第10条 条例第15条第3項に規定するメーターの位置は、次の各号に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは水平に設置しなければならない。

- (1) メーターの点検が容易に行うことができること。
- (2) 常に乾燥していること。
- (3) メーターを損傷するおそれがないこと。

（メーターの貸与）

第11条 メーターを設置する場所には、点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、市長は、当該メーターの位置を変更することができる。

（メーターの点検）

第12条 市長は、メーターを点検したときは、その都度白井市上・下水道のおしらせ（別記第6号様式）によりその使用水量を給水を受ける者に通知する。

（受水槽に接続する装置）

第13条 条例第15条第2項の規定により市のメーターを設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうちメーターに接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施

行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、別に市長が定める。

(私設消火栓の使用)

第14条 条例第18条第1項に規定する消防演習の時間は、10分を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

2 消火栓使用後の封かんは、市長が行う。

(給水装置等の検査の請求)

第15条 条例第20条第1項の規定により、給水装置の検査又は供給される水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置(水質)検査請求書(別記第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 条例第20条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 給水装置の機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。

(2) 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(3) その他通常の見査以外の特別の費用を要するとき。

(簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の基準等)

第15条の2 条例第20条の3第3項の規定による簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理並びにその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令

(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(料金等の減免申請)

第16条 条例第30条に規定する料金、手数料、納付金及びその他の費用の軽減又は免除を受けようとする者は、水道料金等減免申請書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(届出の様式)

第17条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条の届出 代理人選定届(別記第9号様式)
- (2) 条例第14条第1項の届出 管理人選任届(別記第10号様式)
- (3) 条例第17条第1項第1号の届出 給水契約解除届(別記第11号様式)
- (4) 条例第17条第1項第2号の届出 私設消火栓消防演習使用届(別記第12号様式)
- (5) 条例第17条第2項第1号の届出 氏名(住所)変更届(別記第13号様式)
- (6) 条例第17条第2項第2号の届出 給水装置所有者変更届(別記第14号様式)
- (7) 条例第17条第2項第3号の届出 消防用使用届(別記第15号様式)
- (8) 条例第17条第2項第4号の届出 代理人変更届(別記第9号様式の例による。)及び管理人変更届(別記第10号様式の

例による。)

(水道使用者標識の掲示義務)

第18条 給水装置の所有者は、門戸等の見やすい場所に市長の交付する水道使用者標識(別記第16号様式)を掲示しなければならない。

(補則)

第19条 この管理規程の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

(白井町水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 白井町水道事業給水条例施行規程(昭和62年水管規程第7号)は、廃止する。

附 則(平成13年水管規程第2号)

この管理規程は、公布の日から施行し、平成13年度の事業年度から適用する。

附 則(平成15年水管規程第4号)

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年水管規程第1号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行前に、改正前の白井市水道事業給水条例施行規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年水管規程第2号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

給水装置工事承認申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

申請者 氏 名

㊦

（名称及び代表者名）

電 話

白井市水道事業給水条例第5条の規定により、次のとおり給水装置工事の承認を申請します。

1 工事区分	(1) 新 設 (2) 改 造 (3) 修 繕 (4) 撤 去		
2 工事場所	白井市		
3 種 類	(1) 専用給水装置 (2) 共用給水装置 (3) 私設消火栓		
4 施 工	指定給水装置 工事事業者名	指定番号	第 号
	給水装置工事 主任技術者	免状番号	第 号

第2号様式（第2条第3項関係）

給水装置工事設計・精算書

水 栓 番 号 第 号

使 用 材 料 表					量水器	口 径	
区分	品 名	形 寸	単 位	員 数		種 別	
				設 計	精 算		
公 道	サドル分水栓		箇			配水管種	
						承認	年 月 日
	伸縮継手		箇			工事検査	年 月 日
						完結	年 月 日
	H I V P Sベンド		箇			添付書類	
	H I V P		m				
宅 地						摘 要	
	H I V P		m				
	伸縮型ボール止水栓		箇				
	メーターユニオン		箇				
	メーターボックス		箇				
分						給水申込納付金額 円	
						工事検査手数料 円	
						出 納 取 扱 者 印	
						通知書発行	納付日 確認
						給水申込納付金	第 号 月 日
工 事 費	材 料 費 (円)					工事検査手数料	第 号 月 日
	運 搬 費 (円)					工事費予納金	第 号 月 日
	労 力 費 (円)					工事費	第 号 月 日
	路 面 復 旧 費 (円)					工事費	第 号 月 日
	間 接 経 費 (円)					工事費	第 号 月 日
	計 (円)					工事費	第 号 月 日
追 徴 又 は 還 付 額 (円)					清算金	第 号 月 日	

第3号様式（第3条関係）

給水装置工事中止届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所
ふりがな
氏 名
電 話

白井市水道事業給水条例施行規程第3条の規定により給水装置工事を中止したので、
次のとおりお届けします。

給水装置の 設置場所	白井市 水栓番号 第 号
承認年月日及び 受付番号	年 月 日 新設・改造 受付 第 号 修繕・撤去
指定給水装置 工事事業者名	
中止の理由	

第4号様式（第7条関係）

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所
ふりがな
申請者 氏 名
電 話

白井市水道事業給水条例第6条第2項の規定により次のとおり給水装置工事の検査を受けたいので、申請します。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	白井市 水栓番号 第 号
承認年月日及び 受 付 番 号	年 月 日 新設・修繕 受付 第 号 改造・撤去
給 水 装 置 工 事 事 業 者 名	
検 査 希 望 年 月 日	月 日（ 曜日） 午前 時 分から 午後

第5号様式（第8条関係）

給水契約申込書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所
ふりがな
申込者 氏 名
電 話

白井市水道事業給水条例第 12 条の規定により給水を受けたいので、次のとおり申し込みます。

給水装置の設置場所	白井市 水栓番号 第 号		
給水装置	専用給水装置	共用給水装置	工事及び臨時用
給水契約年月日	年 月 日		
納入方法	納入通知書により納付 金融機関振込み		
納入通知書 送付先名	住 所 氏 名		

（処理欄）

開栓（契約）年月日	年 月 日		指 針	㎥ ³
口 径	mm	メーター番号	検定期限	年 月

第6号様式（第12条関係）
（表）

白井市上・下水道のお知らせ

年 ・ 月分

使 用 者 番 号	調定年月	使区	用途	道 順 番 号

様

使用水量のお知らせ				上・下水道料金領収書（口座振替扱い）				
ご使用期間 月 日～ 月 日				年	月 分	月数	用途	口 径
今回指針	新 メ ー タ ー	今回指針		上水道料金（円）		消 費 税（円）		
前回指針		前回指針		下水道使用料（円）		消 費 税（円）		
使用水量	m ³	認定汚水量	人員	合計料金（円）				
前々回	m ³	認 定	検針員	口座名義				
前 回	m ³			様				
振替予定日： 月 日			本店	支店	種	口座番号		

振替日 年 月 日
上記のとおり領収いたしました。

(裏)

白井市上・下水道料金計算方法

[上水道料金] =
(基本料金+従量料金) + (消費税等)
(この表は1箇月分です。)

[下水道使用料] =
(基本料金+従量料金) + (消費税等)
(この表は1箇月分です。)

基本料金		従量料金		基本料金		従量料金	
口径	金額	段階区分	料金 (1m ³ につき)	汚水量	料金	段階区分	料金 (1m ³ につき)
13mm		1m ³ から10m ³ まで		10m ³ まで		10m ³ を超え20m ³ 以下	
20mm		10m ³ を超え20m ³ まで				20m ³ を超え30m ³ 以下	
25mm		20m ³ を超え40m ³ まで				30m ³ を超え50m ³ 以下	
40mm		40m ³ を超え100m ³ まで				50m ³ を超え100m ³ 以下	
50mm		100m ³ を超え500m ³ まで				100m ³ を超えるも	
75mm		500m ³ を超えるもの					
100mm							

◎引越は早めにご連絡を!

上・下水道料金早見表

口径20mmの場合(この早見表は2箇月分です。)

使用水量 m ³	水道料金 円	下水道使用料 円	使用水量 m ³	水道料金 円	下水道使用料 円	使用水量 m ³	水道料金 円	下水道使用料 円
0			26			52		
1			27			53		
2			28			54		
3			29			55		
4			30			56		
5			31			57		
6			32			58		
7			33			59		
8			34			60		
9			35			65		
10			36			70		
11			37			75		
12			38			80		
13			39			85		
14			40			90		
15			41			100		
16			42			110		
17			43			120		
18			44			130		
19			45			140		
20			46			150		
21			47			160		
22			48			170		
23			49			180		
24			50			190		
25			51			200		

- ▼お支払いには便利な自動振込みを御利用ください。
- ▼口座番号の取消等はなるべく早く金融機関へお知らせください。
- ▼お問合せは道順番号・使用者番号を連絡してください。
- ▼使用者の変わる時は早くお知らせください。
- ▼メーター付近に障害物を置かないでください。

(上記金額に消費税等が加算されます。なお、1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)

●上・下水道に関するお問合せ先 白井市上下水道課 (492) 1111

第7号様式（第15条第1項関係）

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第20条第1項の規定により、次のとおり給水装置（水質）の検査を請求します。

給水装置の設置場所	白井市 水栓番号 第 号	
給水装置の種類	専用給水装置 共用給水装置 私設消火栓	
使 用 者	住 所	
	氏 名	
給水装置所有者	住 所	
	氏 名	
管 理 人	住 所	
	氏 名	
請 求 の 理 由		

第8号様式（第16条関係）

水道料金等減免申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所
ふりがな
申請者 氏 名
電 話

白井市水道事業給水条例第30条の規定により（料金・手数料・納付金・その他費用）を減免されたく、次のとおり申請します。

給水装置の 設置場所	白井市 水栓番号 第 号
水道料金等 減免の種類	料金・手数料・納付金・その他（ ）
減免の申請額 〔減免を受け る前の金額〕	（ ）
申請の理由	

第9号様式（第17条第1号及び第8号関係）

代理人選定（変更）届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第13条（第17条第2項第4号）の規定により次のとおり
代理人を選定（変更）しましたので、お届けします。

給水装置の 設置場所	白井市 水栓番号 第 号		
新代理人	住 所		
	氏 名	Ⓣ	電 話
旧代理人	住 所		
	氏 名		電 話

第 10 号様式（第 17 条第 2 号及び第 8 号関係）

管 理 人 選 任 （ 変 更 ） 届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

代表者 氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第 14 条第 1 項（第 17 条第 2 項第 4 号）の規定により次のとおり管理人を選任（変更）しましたので、お届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	白井市 水栓番号 第 号		
新 管 理 人	住 所		
	氏 名	☎ 電 話	
旧 管 理 人	住 所		
	氏 名		電 話

第 11 号様式（第 17 条第 3 号関係）

給 水 契 約 解 除 届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第 17 条第 1 項第 1 号の規定により給水を受けることをやめたいので次のとおりお届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	白井市 水栓番号 第 号	
解除（予定）日	年 月 日	
使 用 者	住 所	
	氏 名	
給水装置所有者	住 所	
	氏 名	
管 理 人	住 所	
	氏 名	

（処理欄）

口 径	mm	メーター番号		指 針	m ³
設 置 年 月 日	年 月 日		検 定 期 限	年 月	

第 12 号様式（第 17 条第 4 号関係）

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定により次のとおり消火栓を演習のため使用したいので、お届けします。

給水装置の設置場所	白井市 水栓番号 第 号		
使用日時及び時間	月 日 時 分から 時 分まで 延 時間 分		
使用水量	使用種別	水量 (m ³)	備考 (消火栓、防火水槽番号)
	火 災		
	補 水		
	演 習		
	計		

第 13 号様式（第 17 条第 5 号関係）

氏 名（住 所） 変 更 届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 1 号の規定により次のとおり氏名（住所）
を変更しましたので、お届けします。

給水装置の設置 場 所	白井市 水栓番号 第 号
新氏名（住所）	
旧氏名（住所）	

第 14 号様式（第 17 条第 6 号関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

白井市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり所有者を変更しましたので、お届けします。

給水装置の設置場 所	白井市 水栓番号 第 号		
譲 渡 人	住 所		
	氏 名		電 話
譲 受 人	住 所		
	氏 名		電 話

第 15 号様式 (第 17 条第 7 号関係)

消 防 用 使 用 届

年 月 日

(宛先) 白井市長

住 所

ふりがな

氏 名

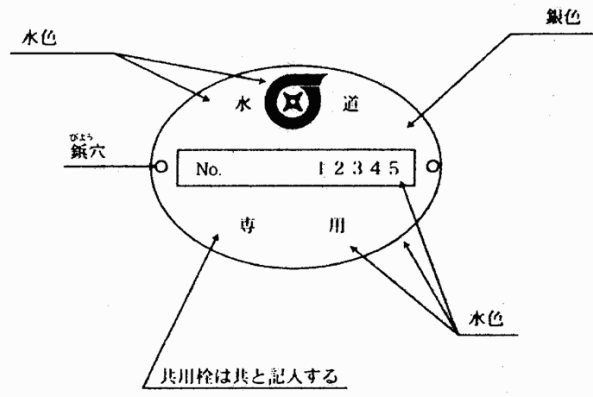
電 話

白井市水道事業給水条例第 17 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり消防用に使用
しましたので、お届けします。

給 水 装 置 の 設 置 場 所	白井市 水栓番号 第 号		
使 用 日 時 及 び 時 間	月 日 時 分から 時 分まで 延 時間 分		
使 用 水 量	使 用 種 別	水 量 (m ³)	備 考 (消火栓、防火水槽番号)
	火 災		
	補 水		
	演 習		
	計		

第16号様式（第18条関係）

水道使用者標識



別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 2 号様式（第 2 条第 3 項関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 4 号様式（第 7 条関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 5 号様式（第 8 条関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 6 号様式（第 12 条関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 7 号様式（第 15 条第 1 項関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 8 号様式（第 16 条関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 9 号様式（第 17 条第 1 号及び第 8 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 10 号様式（第 17 条第 2 号及び第 8 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 11 号様式（第 17 条第 3 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 12 号様式（第 17 条第 4 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 13 号様式（第 17 条第 5 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 14 号様式（第 17 条第 6 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 15 号様式（第 17 条第 7 号関係）

（一部改正〔平成 26 年水管規程 2 号〕）

第 16 号様式（第 18 条関係）

